

## **[事案 29-58] 配当金支払請求**

・平成 30 年 1 月 4 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時に募集人から説明された額の配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 12 年 12 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約の際に交付された書面に記載されている精算金額（積立配当金と解約返戻金の合計金額）をもとにした精算をしてほしい。

- (1) 契約時、募集人は、提示された文書どおりに支払いを履行できると確約した。
- (2) 募集人とその上司から、保険会社を信用しろと強引に勧誘された。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款に基づき本契約は成立しており、募集人および募集人の上司には、契約を締結する権限はない。
- (2) 配当金は、決算状況により変動し、ゼロになることもあることは、設計書、ご契約のしおり一定款・約款、申立人に交付された書面にも記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人は高齢および体調不良により事情聴取への協力を得られなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本契約が申立人の主張する契約内容になっているとは認められず、また、募集人および募集人の上司の言動が不法行為にあたることも認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 社内限である資料が募集に使用されたという事情があり、このことが本件においては紛争を生じさせる原因になっていることは否定できない。